

＜クレジットカード会員規約＞

＜e オリコ利用規約・本人認証サービス利用規約＞

※e オリコに自動登録されます。

クレジットカード会員規約 （令和 6 年 2 月 26 日） [OG 新]

＜クレジットカード会員規約のご案内＞

(1)本規約は、お客さまが株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカード(第 35 条に定めるカードレスタイプを含み、以下「カード」という)会員として、カードをご利用される場合の内容です。

(2)お客さまのお申込みされたカードの種類によって、特別なサービスや特約が付加されている場合があります。この場合、本規約とは別にご案内いたします。

第 1 章 クレジットカードの基本条項

第 1 条(会員)

(1)会員とは、本人会員と家族会員の両者を総称した者をいいます。

(2)家族会員とは、本人会員が第 3 項の責任を負うことを承認した家族で、オリコが入会を認めた者をいいます。

(3)家族会員によるカードの利用に基づく支払義務は、本人会員が負うものとします。又、本人会員は、家族会員に対して本規約を遵守させるものとし、家族会員が本規約を遵守しなかったことによりオリコに生じた損害を賠償するものとします。

(4)オリコは、家族カードの利用内容、利用状況等を本人会員に対し通知するものとします。

第 2 条(契約の成立及びカードの貸与等)

(1)契約成立等 a. カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約は、会員が本規約を承認の上、オリコに申込みをし、オリコが所定の審査の上、承諾した時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約の契約日は、オリコから会員に別途通知されます。b. 会員がカードキャッシングの利用可能枠の設定を希望しない場合は、カードキャッシングに係る基本契約は成立しないものとします。c. 個別のカードショッピングの利用契約及びカードキャッシングの利用契約は、カードショッピング及びカードキャッシングの利用の都度個別に成立するものとします。

(2)カードの有効期限は、カード券面又はオリコのウェブサイト及びアプリケーション上に表示します。尚、会員より脱会の申出がなく、一定のカードの利用がありオリコが引続き会員として認める場合は更新されます(オリコの判断により第 35 条に定めるカードレスタイプで更新される場合があります)が、オリコが定める一定の期間カードの利用がない場合

はオリコの判断により更新されないものとします。

(3) カードの所有権はオリコに帰属し、オリコは、会員にカードを貸与します。又、カードは会員のみが利用できるものとし、会員は、善良なる管理者の注意をもってカード(カードの券面上に記載されたカード番号、有効期限等のカード情報を含む)の利用、管理をするものとし、他人に貸与、預け入れ、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することや、カードの利用に伴う場合を除いてカード情報の提供を行うことはできません。

(4) オリコが会員に貸与したカードの券面については変更する場合があります。

第3条(カードの利用可能枠等)

(1) 会員は、次の a. ～c. に定める制限額の範囲で、カードショッピング及びカードキャッシングを利用することができるものとします。a. カードショッピング枠及びカードキャッシング枠とは、カードのカードショッピング及びカードキャッシングのそれぞれについて定められた利用可能枠をいい、オリコが会員にカードを交付するときに会員に通知されます。会員は、カードショッピング枠及びカードキャッシング枠を超えてカードを利用することができません。b. カード利用可能枠とは、それぞれのカード毎に設定された総利用制限額であって、カードショッピング枠とカードキャッシング枠の何れか高い金額がカード利用可能枠となります。会員は、カードショッピングとカードキャッシングの合計利用額について、カード利用可能枠を超えて利用することができません。c. 総利用可能枠とは、会員がオリコのカードを複数枚保有する場合のその複数枚のカードの合計の利用制限額をいいます。総利用可能枠は、会員が保有する複数枚のカードのうち、最も金額が高いカードショッピング枠又はカードキャッシング枠が指定されるものとし、会員は、複数枚あるカードの総利用額について、総利用可能枠を超えて利用することができません。

(2) 会員はオリコの承諾なく第1項 a. ～c. に定める各利用可能枠を超えてカードを利用しないものとし、これを超えて利用した場合は、オリコの請求により、利用可能枠を超えた金額もしくは残債務全額を一括して支払うものとします。又、商品、別表記載の加盟店(以下「加盟店」という)によって、1 回当たりのご利用額が制限される場合があります。

(3) オリコは、次の a. ～d. の何れかひとつにでも該当したときは、カードの利用の停止又は利用可能枠の引下げを行うことができるものとします。a. オリコが会員に対して、貸金業法又は日本貸金業協会が定める自主規制基本規則に基づく収入を証明する書面その他の必要な書類の提出を求められたにもかかわらず、当該書類が提出されない場合。b. 会員のカードキャッシングに係る利用可能枠とオリコとの他の契約に基づく借入残高及び他の貸金業者からの借入残高が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の 3 分の 1 を超えた場合。c. オリコが割賦販売法又は一般社団法人日本クレジット協会が定める自主規制規則に基づき、会員に対して、会員の住所等その他の必要な情報の申告を求めたにもかかわらず、当該申告をうけられない場合。d. オリコが必要とする期間内に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が完了しない場合。

(4)オリコは、第3項 a.～d.に定める他、その加盟する個人信用情報機関に登録された情報及びオリコとの間のその他の取引の内容等を利用して、オリコ所定の方法で、カード更新時及び随時、会員の信用調査を行い、カード利用可能枠の変更又はカードの機能の停止を行うことができるものとします。

第4条(カードの機能)

(1)会員は、次の a.～b. のサービスを受けることができます。a. カードショッピング 会員は、カードを提示する方法や、カード番号その他のカード情報を加盟店に通知する方法で、加盟店から商品を購入したり、サービスの提供(以下「商品の購入等」という)を受けること(以下「カードショッピング」という)ができます。b. カードキャッシング 会員は、カードを利用して、オリコから金銭の借入れ(以下「カードキャッシング」という)をすることができます。カードキャッシングは、原則として1万円単位で利用することができます。但し、日本国外でのカードキャッシングは、Mastercard、Visa、JCB 又はオリコが指定する現地通貨単位での利用となります。

(2)会員は、次の a.～e. の何れかを目的としたカードショッピングを行ってはならないものとします。a. ショッピング枠の現金化又は換金。b. 株式・投資信託・FX・デリバティブ等の海外金融取引。c. 暗号資産の購入。d. オンラインカジノ等の利用。e. その他 a.～d. に類するとオリコが判断したもの。

第5条(付帯サービス)

(1)会員は、カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」という)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、別途オリコから会員に対し通知するものとします。

(2)会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。

(3)会員は、付帯サービスについて次のことを予め承諾するものとします。a. オリコが必要と認めた場合には、付帯サービス及びその内容を会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止する場合があること。b. 付帯サービス及びその内容がオリコホームページ(<https://www.orico.co.jp>)に掲載される内容に従って随時変更もしくは中止されること。

第6条(所有権)

会員は、カードを利用して購入した商品の所有権が、オリコが加盟店もしくはオリコと提携するカード会社、金融機関等に立替払いし、又は債権を譲り受けたことにより、加盟店からオリコに移転し、当該商品に係る債務の完済までオリコに留保されることを認めるものとします。

第7条(カード年会費)

会員は、カードショッピングサービスの維持に係る費用として、オリコに対して入会時に定められた年会費及びオリコから別途会員へ通知される年会費を支払うものとします。(但し、オリコが年会費を無料と定めているカードを除く)。尚、カード年会費のみの請求の場合は会員への案内を行わない場合があります。又、カード年会費は理由のいかんにかかわらず返還しないものとします。

第8条(暗証番号)

- (1)会員はカードの暗証番号を設定するものとし、暗証番号に会員の生年月日、電話番号、住所、自動車登録番号、「0000」、「9999」等他人に容易に推測されるもの(以下「忌避番号」という)の使用を避けるものとします。
- (2)会員の届出た暗証番号が忌避番号であった場合や、カード入会申込み時に会員が暗証番号を指定しなかった場合、オリコが指定する暗証番号を登録する場合があります。
- (3)会員は、暗証番号(オリコからID番号やパスワードを付与された場合はこれを含む)を他人に知られないように十分注意して管理するものとします。
- (4)カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当該利用はすべて会員による利用とみなし、会員が支払の責を負うものとします。但し、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意・過失がないとオリコが認めた場合には、本項は適用されないものとします。この場合、会員の支払責任については、第30条及び第31条に従うものとします。

第9条(反社会的勢力の排除)

- (1)会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2)会員は、自ら又は第三者を利用して次のa.～e.に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - a. 暴力的な要求行為。
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - c. 取引に

関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。d. 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてオリコの信用を毀損し、又はオリコの業務を妨害する行為。e. その他第 1 項 a. ～e. に準ずる行為。

(3) 会員が、暴力団員等もしくは第 1 項 a. ～e. に該当した場合、もしくは第 2 項 a. ～e. の何れかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、オリコは、会員に通知することなく直ちにカードの利用を停止しもしくは会員資格を喪失させることができ、かつ、オリコに生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、会員は、会員に損害が生じたときでも、オリコに対し何らの請求をしないものとします。

第 2 章 お支払い

第 10 条(ご返済方式・ご返済期日等)

(1) カードショッピング(以下第 7 章の雑則まで、カードショッピングの支払金、分割支払金及び弁済金並びにカードキャッシングの返済金を総称して以下「返済金」という) a. ご返済方式は、1 回払い、2 回払い以上の回数指定分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い及びボーナス二括払いとし、会員がカードショッピングの利用の際に指定するものとします。但し、加盟店、商品・サービス又は返済金額により利用できない返済方式があります。b. 会員が支払月を指定することなく 1 回払いを指定したときは、ご利用日を含む月の翌月 27 日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。以下同じ)が返済金のお支払日となります。c. 会員が回数指定分割払い又はリボルビング払いを指定したときは、利用日を含む月の翌月 27 日が第 1 回目の返済金のお支払日となり、以降毎月 27 日がお支払日となります。尚、会員が回数指定分割払いを指定し、ボーナス払いを併用する場合、ボーナス月(夏季は 6 月～8 月、冬季は 12 月又は 1 月のうち会員が指定した月をいい、以下「ボーナス月」という)の 27 日における返済金は、会員が指定した加算金額(以下「加算金額」という)に返済金を加算した金額となります。但し、会員が加算金額を指定しなかった場合、ボーナス月の 27 日における返済金は、該当のカードショッピングの利用代金の半額(但し、1,000 円単位で均等分割できる金額をオリコが設定する)をボーナス月の回数で均等分割した金額に分割返済金を加算した金額となります。d. 会員がボーナス一括払い又はボーナス二括払いを指定したときは、原則として、ボーナス月の 27 日が返済金のお支払日となります。e. 電気、ガス、水道、電話その他の従量制料金のお支払いについてカードショッピングをご利用されたときは、加盟店が金額を確定した日としてオリコに通知した日のご利用日となります。f. 事務上の都合により第 1 回目の支払開始が遅れることがあります。

(2) カードキャッシング a. ご返済方式は、1 回払い及びリボルビング払いとし、会員がカードキャッシングの利用の際に指定するものとします。但し、日本国外でのカードキャッシングの返済方式はリボルビング払いとします。b. 会員が 1 回払いを指定したときは、利用日を含む月の翌月 27 日が返済金のお支払日となります。c. 会員がリボルビング払いを指

定したときは、利用日を含む月の翌月 27 日が第 1 回目の返済金のお支払日となり、以降毎月 27 日がお支払日となります。

(3) カードショッピングのリボルビング払い及びカードキャッシングのリボルビング払いについては、当月末日までにご利用されたご利用代金残高について、お支払日までに発生した手数料又は利息を当該お支払日にお支払い頂きます。

(4) リボルビング払いの毎月の返済金額は、カードショッピング、カードキャッシングそれぞれ別々に設定されます。尚、会員が毎月の返済金額を設定する場合は、オリコ所定の方法によりオリコに届出るものとし、オリコが承認した金額を毎月の返済金額とします。

(5) カードキャッシング枠が変更された場合、リボルビング払いの毎月の返済金額については、原則として変更後のカードキャッシング枠に応じた返済金額となります。但し、貸金業法又は日本貸金業協会で定める自主規制基本規則その他オリコ所定の信用調査により、オリコがカードキャッシング枠を引下げた場合で、当該引下げ時点においてカードキャッシングの利用代金残高がある場合等、原則として引下げ前のカードキャッシング枠に応じた返済金額となります。

(6) 会員は、カードショッピングの 1 回払い、2 回払いの回数指定分割払い、ボーナス一括払いもしくはボーナス二括払い又はカードキャッシングの 1 回払いを指定したご利用分について、オリコが認めた場合、次の方式でリボルビング払いに変更することができるものとします。この場合の手数料(以下「手数料」という)の計算及び毎月の返済金額等については、カードショッピング又はカードキャッシングのご利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱われるものとします。a. 会員からの申し出により、以後の返済金の支払いを全てリボルビング払いとする方式。尚、オリコは、会員からの申し出後、会員の利用状況その他の事情を勘案し、会員が本方式によるリボルビング払いを継続するのが困難又は不相当と認められるときには、本方式の利用を途中で停止することができるものとします。b. 会員がリボルビング払いへの変更を希望する利用を特定して申し出、当該利用代金をリボルビング払いに変更する方式。

(7) 第 1 項から第 6 項にかかわらず、会員がカードショッピング枠を超えてカードをご利用された場合、当該枠を超えた利用は 1 回払いとして取扱われるものとします。

第 11 条(利息、手数料その他の費用)

(1) 会員は、カードショッピング及びカードキャッシングの利用元金に別表に定める方法で計算した手数料又は利息を加算した金額をオリコに支払うものとします。尚、手数料及び利息は、会員がご利用されたご利用単位毎に算出されます。

(2) 第 1 項に定める他、会員は次の費用を負担するものとします。a. 現金自動支払機その他の機械(ATM)によりキャッシングをした場合又は返済した場合の ATM 手数料として、ご利用 1 回当たり、ご利用金額 1 万円以下の場合は 110 円(税込)、ご利用金額 1 万円超の場合は 220 円(税込)。b. 支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料) c.

オリコから会員へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて 550 円～880 円(税込)。

(3)会員は、前条に基づく返済金の支払いを遅滞し、かつ、その遅滞した返済金にカードキャッシングの返済金が含まれていない場合には、次の費用を負担するものとします。a. 支払いを遅滞したことによりオリコが振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1 回につき 330 円（税込）。b. 支払いを遅滞したことによりオリコが書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用（郵送料等の実費）。

第 12 条(お支払方法・ご返済場所)

(1)本規約に基づく会員のオリコに対する全てのお支払いは、会員が予め指定するオリコの認めた金融機関の預貯金口座から口座振替もしくは自動払込の方法によります。但し、これらの方法によるお支払いがない場合は、オリコの指定する預貯金口座への振込、オリコの指定するコンビニエンスストアの収納代行を利用したお支払いその他オリコの認める方法によりお支払い頂きます。

(2)会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してお支払いしたときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、オリコへの支払いがなされたものとします。

第 13 条(繰上返済)

(1)会員は、回数指定分割払い方式によるカードショッピングの残債務の全部について約定期日前の支払い(以下「繰上返済」という)を行うことができます。この場合、会員は、78 分法又はこれに準ずる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうちオリコ所定の割合による金額の払戻しをオリコに請求することができます。

(2)会員は、リボルビング方式以外のカードショッピングの残債務の一部について繰上返済を行うことができません。

(3)会員は、リボルビング方式によるカードショッピングもしくはカードキャッシングの全部又は一部について繰上返済を行うことができます。この場合、会員は、残元金と返済日までの手数料もしくは利息をお支払い頂きます。

(4)会員は、本条各項に定める繰上返済を行う場合、予めオリコにその旨を連絡し、オリコが指定する方法、内容に従って行うものとします。

(5)会員がオリコに対する事前の連絡を怠って繰上返済を行った場合又はオリコが指定する方法、内容と異なった方法で繰上返済を行った場合、オリコが当該繰上返済について当初の約定日に支払ったものとして取扱うか、又は当該繰上返済の全部もしくは一部について超過支払額であるとして、これを会員に返金しても異議ないものとします。

第 14 条(支払債務の充当順位)

(1)会員の返済金は、カードショッピング及びカードキャッシングの各利用分毎に返済方式

に応じて、法定充当順位に準じたオリコ所定の方法により充当されるものとします。

(2) 会員は会員の返済した金額が、本規約及びその他の契約に基づきオリコに対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、オリコの適当と認める順序、方法により何れの債務に充当されても異議ないものとします。

第 15 条(キャンセル時の特約)

会員が加盟店との間で商品の購入等に係る契約を解除又は合意解約等するに伴い、加盟店からカードショッピングの利用をキャンセル(解約)等する旨の通知を受けたときは、オリコは、オリコ所定の方法にて処理することができるものとします。この場合、会員がオリコに返済したカードショッピングの返済金について、オリコは、会員からの特段の申出がない限り、第 14 条に準じて処理することができるものとします。

第 16 条(利息制限法超過部分の利息のお支払い)

会員がカードキャッシングを利用した場合において、借入れの利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合、会員は、超える部分の利息について支払う義務を負わないものとします。

第 17 条(遅延損害金)

会員がカードのご利用代金のお支払いを遅滞した場合、会員はオリコに対し別表記載の内容で計算した遅延損害金を支払うものとします。

第 18 条(期限の利益の喪失)

(1) 会員が次の何れかに該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対し負担する一切の支払債務について期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。a. 本規約に基づく債務の支払いを遅滞し、オリコから 20 日以上相当な期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払いがなかったとき。b. 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。c. 強制執行、仮処分、仮差押、滞納処分等の申立てを受けたとき。d. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。e. 債務の整理、調整に関する申立てがあったとき。f. 商品や権利の購入又は役務の受領が会員にとって営業のために又は営業としてする取引であるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引となる場合で、会員が返済金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。g. 会員が商品(権利も含む)の質入れ、譲渡、賃貸その他オリコの所有権を侵害するような行為をしたとき。h. 会員がカードキャッシングによる債務の支払いを 1 回でも怠ったとき(但し、利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する)。

(2)会員が、次の何れかの事由に該当したときは、オリコの請求により、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額を直ちに支払うものとします。a. 本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。b. 失踪もしくは刑事上の訴追を受け、又は本規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。c. 第9条に規定する暴力団員等もしくは同条第1項 a. ～e. に該当した場合、もしくは同条第2項 a. ～e. の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第3章 マンスリーステートメント、電磁的方法による書面の交付、勧誘の承諾等

第19条(取引内容の通知方法・マンスリーステートメント)

(1)会員は、次の a. ～b. の書面の交付をその交付すべき時期に受ける代わりに、オリコの定める1月間における貸付と返済に関する取引内容を所定期日にまとめた書面(以下「マンスリーステートメント」という)として交付されることを承諾します。a. 貸金業法第17条第1項に基づいて、会員が借入に係る契約を締結する都度オリコから交付される書面。b. 貸金業法第18条第1項に基づいて、貸付の契約に基づく債権の全部又は一部について会員が返済する都度オリコから交付される書面。

(2)第1項に定めるマンスリーステートメントによる書面交付の開始時期は、別途オリコにおいて定め、これを通知又は公表するものとします。

第20条(電磁的方法による書面の送付)

(1)会員は、次の a. ～d. の書面の交付を受ける代わりに、電磁的方法による方法で通知を受けることを承諾します。a. 第19条第1項 a. に定める書面。b. 第19条第1項 b. に定める書面。c. 貸金業法第17条第6項に基づいて一定期間の取引内容がまとめて記載された書面。d. 貸金業法第18条第3項に基づいて一定期間の返済内容がまとめて記載された書面。

(2)第1項に定める電磁的方法による通知については、会員との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。

第21条(貸付の契約等に係る勧誘の承諾)

会員は、オリコが会員に対して貸付の契約、及び個人情報の取扱いに関する条項で承諾した内容に関し、勧誘を行うことを承諾します。尚、会員が、当該勧誘の全部又は一部について承諾しないとき、又は承諾を取消すときは、オリコに対し勧誘の停止を求めることができるものとします。

第4章 支払停止の抗弁等

第22条(見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

会員が見本、カタログ等によりカードショッピングの申込みをした場合において、提供され又は引渡された商品、権利、役務が見本、カタログ等と相違していることが明らかな場合は、会員は直ちに加盟店に対して商品、権利の交換又は役務の再提供を申出るか、又は当該売買契約、役務提供契約の解除ができるものとします。尚、売買契約等を解除する場合は、会員は速やかにオリコに対してもその旨を通知するものとします。

第 23 条(支払停止の抗弁)

(1)会員は、加盟店から提供され又は引渡された商品、権利、役務に関する紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するよう努めるものとします。

(2)第 1 項にかかわらず、会員は、次の a. ～h. の事由が存するときにはその事由が解消されるまでの間、当該商品等についての支払いを停止することができるものとします。a. 商品(権利)の全部又は一部の引渡しがないとき。b. 役務の全部又は一部の提供がなされないとき。c. 商品(権利)や役務は提供されたが、約束の期日に遅れたため役に立たなかったとき。d. 商品(権利)又は役務に破損、汚損、故障その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があるとき。e. クーリングオフ、中途解約(但し、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約の場合に限る)に応じてもらえないとき。f. 商品(権利)や役務が見本・カタログ等と異なるとき。g. 商品(権利)の販売の条件となっている役務の提供がないとき。h. その他商品(権利)の販売、役務の提供につき加盟店に対して生じている事由があるとき。

(3)オリコは、会員が第 2 項の支払いの停止を行う旨をオリコに申出たときは直ちに所定の手続きを取るものとします。

(4)会員は、第 3 項の申出をするときには、予め上記の事由解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

(5)会員は、第 3 項の申出をするときには、速やかに上記の事由を記載した書面(資料があるときには資料を添付)をオリコに提出するよう努めるものとします。又、オリコが上記事由について調査の必要があるときには、会員はその調査に協力するものとします。

(6)第 2 項の規定にかかわらず、次の a. ～f. の何れかに該当するときには支払いの停止を求めることはできないものとします。a. 売買契約、役務提供契約が会員にとって営業のために又は営業としてする取引であるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する取引であるとき。b. 1 回の利用にかかる支払総額が 4 万円(リボルビング払いの場合は現金価格の合計が 3 万 8 千円)に満たないとき。c. 割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入のためにカードショッピングを利用したとき。d. 返済方式が翌月 1 回払いのとき。e. 会員による支払いの停止が信義に反するとき。f. オリコの承諾なしに、売買契約の合意解約、加盟店に対する返済金の支払いその他オリコの債権を侵害する行為をしたとき。

(7)会員は、オリコが返済金の残額から第 2 項の支払停止額に相当する額を控除して請求したときには控除後の返済金について支払いを継続するものとします。

第5章 会員資格の喪失

第24条(脱会)

(1)会員がその都合により脱会するときは、オリコに対してその旨の届出を行うものとします。尚、脱会の届出時において残債務がある場合、会員は当該残債務について引続き本規約に基づき支払いを継続するものとします。

(2)家族会員が脱会する場合にも、第1項に準じるものとします。

第25条(カード利用の一時停止と会員資格の喪失)

(1)会員が、次のa.～l.に定める何れかに該当したときは、オリコは、会員に通知することなくカードショッピング及びカードキャッシングの全部又は一部の利用を停止し、又は会員資格を喪失させることができるものとし、これらの措置とともに、加盟店に対し当該カードの無効を通知することがあります。a. オリコに対して虚偽の申告をした場合。b. 本規約の何れかに違反した場合。c. 本規約に基づく支払債務その他オリコに対する一切の支払債務の履行を怠った場合。d. 期限の利益の喪失事由の何れかに該当した場合。e. オリコもしくは個人情報情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあるとオリコが判断した場合。f. 第三者による利用、換金を目的とした商品の購入等、カードの利用状態が適当でないとオリコが判断した場合。g. 国家元首及び政府、中央銀行その他これらに類する機関等において重要な地位を占める者又はこれらの者であった者、並びにそれらの者の家族に該当した場合。h. オリコが g. にかかる調査のため、会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。i. 会員への通知、連絡が不能とオリコが判断した場合。j. 第3条第3項 d. の事由に該当した場合又は第3条第3項 d. に基づくカードの利用の停止後、オリコが会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。k. カード又はカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとしてオリコが判断した場合。l. その他オリコが会員として不適当と判断した場合。

(2)会員がオリコの発行する複数のカードの会員となっている場合において、その何れかについて第1項 a.～l. の何れかひとつに該当した場合、会員の保有するオリコが発行する全てのカードについて、第1項が適用されるものとします。

第26条(悪質な迷惑行為等の禁止)

(1)会員は、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。a. 正当な理由なく著しく長時間又は通常の業務時間外での対応を要求したり、既に行った対応と重複する対応を繰り返し要求等することにより、オリコの業務を妨害すること。b. 本規約に定めるオリコの商品やサービスに通常求められる範囲を超えた過度な要求その他義務の

ないことを行うことを執拗に求めること。c. オリコ又はオリコの委託先・派遣元等の従業員に対する差別、人格否定又は性的な言動、迷惑行為、威迫・脅迫的な行為、その他当該従業員等の安全が害されるおそれのある行為を行うこと。d. その他オリコ又はオリコの委託先・派遣元等の従業員に対して、社会通念に照らして不適当な行為を行うこと。

(2) オリコは、会員が第1項各号の何れかに該当する行為を行い、会員との信頼関係を維持することができない状態に至ったと認めた場合、第25条の規定を準用し、カードの利用を停止し又は会員資格を喪失させることができるものとします。

第27条(会員資格喪失時のカードの取扱い等)

(1) 会員が会員資格を喪失し(脱会の場合はその届出を行ったとき)、オリコ又はオリコの委託を受けた者からカードの返却を求められたときは、会員は直ちに貸与された全てのカードを切断する等利用不能の状態にした上で返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。会員が適切に返却又は破棄しなかったことにより、オリコに生じた責任は会員が負担するものとします。

(2) 会員資格喪失をもって、カードを利用して提供されるサービス及び会員資格に基づいて提供されるサービスは終了するものとします。

(3) 会員資格を喪失した会員が、公共料金、インターネット利用、保険等の継続的サービスの支払いについてカードショッピングをご利用されている場合は、会員自身で決済方法の変更又は解約等の手続きを行うものとします。会員による当該手続きが完了するまでは、返済金として請求されることに会員は異議ないものとします。

(4) 本会員が会員資格を喪失したときは、家族会員も会員資格を喪失します。

第6章 カードの紛失・盗難時の取扱い

第28条(通知)

(1) 会員は、貸与されたカードに関し、次の a. ～c. の何れかの事由(以下「カード事故」という)を知ったときは、直ちにオリコにその旨を通知の上、最寄りの警察署にその旨を届出るものとします。この場合、会員は警察署に紛失届・被害届等を提出した上、オリコに対して、その届出が警察に受理されたことを証明する文書を提出するものとします。a. カードを紛失し、又は盗難、詐取もしくは横領にあったこと、又はカードを利用して不正な取引が行われたこと。b. 第三者にカード番号、暗証番号、その他オリコから付与されたカードに係るID番号等を不正に取得され、又はこれらのデータを利用して不正な取引が行われたこと。c. 偽造カードが作成され、又は利用されたこと。

(2) 会員は、オリコがカード事故の調査をするために必要と認めたときは、カード事故に関する資料等(被害状況等を記載した報告書、警察署の被害届出証明又は盗難届出証明等)の提出及びオリコ又はオリコの委託を受けた者による被害状況等の調査に関する協力をするものとします。

(3) オリコは、カード利用について第三者による不正使用のおそれがある場合又は会員が第1項 a. ～c. の何れかの事由に該当した場合であって、オリコが必要と判断したときは、カードを再発行し又はカード番号その他のカード情報を変更することができるものとします。

第29条（継続的な利用代金の支払方法の変更）

(1) 会員は、継続的な利用代金（通信サービス、公共料金、保険等）の決済方法としてカード番号その他のカード情報を登録している場合であって、カードの再発行若しくはカード番号その他のカード情報の変更があったとき、カードが無効となったとき又は決済方法の変更を希望するときは、会員の責任において登録内容の変更又は解約等の手続きを行うものとします。

(2) 会員は、第1項に基づく登録内容の変更又は解約等の手続きをしない場合、オリコが会員を代理して加盟店に対して請求停止手続きを行うことを予め承諾するものとします。

第30条（免責）

会員は、次の範囲のカードの利用代金の支払債務について、支払義務を負わないものとします。a. 第28条第1項 a.、b. に定めるカード事故を原因とするカードの利用代金についてはその通知日の60日前以降の利用分。b. 第28条第1項 c. に定めるカード事故を原因とするカードの利用代金。

第31条（免責されない損害）

第30条の定めにもかかわらず、カード事故について次の a. ～i の何れかに該当する場合、会員は、当該利用代金についてオリコに対し支払いの責任を負うものとします。a. カード事故が会員の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。b. 会員がカード事故の事実を認識しながら、オリコへの通知を怠ったとき、もしくはその通知を正当な理由なく遅延したとき。c. カード事故が会員の家族、同居人、留守人その他これらに類する者の不正行為に起因するものであるとき。d. カード事故が戦争、地震等に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされたものであるとき。e. カード事故がカードを他人に譲渡、貸与又は担保差入れしたこと、並びにカード情報を他人に提供したことによって生じたものであるとき。f. 第28条第1項 a.、b. に定めるカード事故による不正な利用が、会員のオリコへのカード事故の通知日から起算して61日以前に生じたものであるとき。g. 会員がカード事故の調査をするためにオリコが必要と認めた資料等の提出をしなかったとき、もしくは必要な調査に対する協力をしなかったとき。h. 会員がカード事故に関し虚偽の説明をしたとき。i. カード事故が会員の本規約に違反する状況で行われたとき。

第7章 雑則

第32条（ご利用代金明細書発行）

(1) オリコは、次の a. ～d. に定める何れかに該当する場合、会員にご利用代金明細書を郵送にて通知するものとし、この場合、会員はオリコ所定の発行手数料を支払うものとし、(ご利用代金明細書を再発行して郵送した場合も含む)。a. 会員が、電磁的方法による通知を希望しない場合。b. 会員が、口座振替の登録をしていない場合(登録が完了していない場合も含む)。c. 会員が、電磁的方法による通知を受けるためのオリコ所定の手続きを完了させていない場合。d. オリコの都合により、電磁的方法による通知ができない場合。

(2) 第 1 項にかかわらず、次の a. ～b. に定める何れかに該当する場合、発行手数料の支払いは発生しないものとし、a. 第 1 項 d. に該当する場合。b. 郵送されるご利用代金明細書の請求内容に、法令に基づきオリコが書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合。

(3) 発行手数料の内容を変更する場合には、オリコが予め会員に変更内容を通知又はホームページ等で公表するものとし、変更内容が通知又は公表がなされた後に会員がカードを使用したときは、会員はその内容を承諾したとみなすことに異議ないものとし、

第 33 条(カードの再発行)

(1) カードについて、紛失、盗難、毀損、滅失、無効、暗証番号変更等が生じた場合、会員は、オリコに対し再発行を請求することができるものとし、オリコが承認したときにカードは再発行されるものとし、

(2) 第 1 項の場合、会員は、オリコ所定のカード再発行手数料を支払うものとし、尚、カード再発行手数料のみの請求の場合は会員への案内を行わない場合があります。又、カード再発行手数料は理由のいかんにかかわらず返還しないものとし、

第 34 条(届出事項の変更・調査)

(1) 会員は、オリコに届出たカードの利用目的、住所、氏名、電話番号、勤務先、職種、指定預貯金口座等について変更があった場合、所定の届出書によりオリコに通知するものとし、又、会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上所定の届出書によりオリコに通知するものとし、通知を行わなかったことによる不利益は会員の負担となります。

(2) 会員は、第 1 項の住所、氏名の変更の通知を怠ったことにより、オリコからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、オリコが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとし、但し、第 1 項の住所、氏名の変更届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りでないものとし、

(3) 会員は、その財産、収入、信用等をオリコ又はオリコの委託する者が調査しても何ら異議ないものとし、

第 35 条(カードレスタイプ)

(1) カードレスタイプとは、クレジットカード原板(以下「原板」という)を発行せずに、オ

リコが会員にカード情報を付与するタイプのカードをいいます。

(2) カードレスタイプは、第4条第1項に定める機能の他、スマートフォン等のモバイル決済対応デバイスでモバイル決済の設定を行うことで、加盟店の店頭で非接触IC決済を行うことができる機能を付帯します。

(3) カードレスタイプの会員がオリコに原板の発行を求めた場合には、オリコ所定の条件のもと、オリコは原板を発行した上で会員に貸与します。この場合、会員は、オリコ所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

(4) カードレスタイプの会員は、原板が必要なサービスを利用することができないものとします。

第36条(カードレスタイプの発行を前提とした規約の読み替え)

カードレスタイプの会員については、本規約、その他オリコが別途定める規約に記載されている原板を前提とする条項は、文脈上明らかに適用のないものを除き、「カード情報」と適宜読み替えて適用されるものとします。

第37条(日本国外の利用代金の円への換算)

会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額をオリコ及びオリコと提携する機関所定の時期、方法により邦貨へ換算の上、国内でのカード利用代金と同様の方法でお支払い頂くものとします。

第38条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

日本国外でカードを利用する場合、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等による必要が生じた場合は、オリコの求めに応じ必要書類を提出するものとし、又、外国でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第39条(債権譲渡)

会員は、オリコが本規約に基づく債権及び権利を、オリコの資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という。[オリコホームページ(<https://www.orico.co.jp>)]に掲載)に譲渡もしくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、オリコが譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びにオリコが金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

第40条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、

購入地又はオリコの本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 41 条(規約の変更)

オリコは、民法第 548 条の 4 の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

第 42 条(準拠法)

会員とオリコとの諸契約に関する準拠法は、全て日本法とします。

クレジットカード会員規約の別表 (令和 5 年 10 月 1 日)

<利用できる加盟店の種類>

Orico Mastercard	オリコと契約した加盟店及び Mastercard International Incorporated(以下「Mastercard」という)と提携するカード会社と契約する加盟店
Orico Visa	オリコと契約した加盟店及び Visa Inc. (以下「Visa」という)と提携するカード会社と契約する加盟店
Orico JCB	オリコと契約した加盟店及び株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)と契約する加盟店並びに JCB と提携するカード会社と契約する加盟店

会員は、カードショッピングの利用代金が次の方法で決済されることについて異議なく承諾します。

オリコの加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	会員の委託に基づいてカードショッピングの利用代金をオリコが会員に代わって当該加盟店に立替払いする方法で決済。 ※オリコが指定する特定の加盟店(以下「特定加盟店」という)でカードショッピングを利用する場合、オリコが当該特定加盟店の会員に対する債権を譲り受け、譲受代金を支払う方法で決済。
JCB の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	JCB が加盟店からカードショッピングの利用債権を譲り受ける等の方法で加盟店に対し代金を決済し、(1)オリコが JCB が当該決済により取得した債権を譲り受ける方法で決済、(2)オリコが JCB に対し立替払いの方法で決済。
Mastercard・Visa・JCB(以下「決済会社」という)と提携するカード会	提携カード会社が加盟店からカードショッピングの利用債権を譲り受ける等の方法で加盟店に対し代金を決

社(以下「提携カード会社」という)の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	済し、(1)提携カード会社が決済会社に直接又は間接に債権を譲渡し、オリコが当該債権を更に譲り受ける方法で決済、(2)オリコが決済会社に対し立替払いの方法で決済、(3)オリコが決済会社を通して提携カード会社に対し、立替払いもしくは債権譲渡の方法で決済。
---	---

<利息・手数料の計算方法と実質年率>

カードショッピング

回数指定分割払いについて、令和5年10月1日以降のご利用分から新料率の適用となります。令和5年9月30日までのご利用分は旧料率の適用となります。

回数指定分割払い

支払回数(回)	1	2	3	6	10	12	15
支払期間(カ月)	1	2	3	6	10	12	15
(新)手数料の料率(%)実質年率	0.0	0.0	14.8	16.7	17.6	17.7	17.9
(新)現金価格100円当たりの手数料額(円)	0.0	0.0	2.46	4.92	8.20	9.84	12.30
(旧)手数料の料率(%)実質年率	0.0	0.0	12.2	13.9	14.6	14.8	14.9
(旧)現金価格100円当たりの手数料額(円)	0.0	0.0	2.04	4.08	6.80	8.16	10.20
支払回数(回)	18	20	24	30	36	ボーナス一括・二括	
支払期間(カ月)	18	20	24	30	36	-	
(新)手数料の料率(%)実質年率	17.9	18.0	17.9	17.8	17.7	0.0	
(新)現金価格100円当たりの手数料額(円)	14.76	16.40	19.68	24.60	29.52	0.0	
(旧)手数料の料率(%)実質年率	15.0	15.0	15.0	-	-	0.0	
(旧)現金価格100円当たりの手数料額(円)	12.24	13.60	16.32	-	-	0.0	

手数料の計算の方法

ご利用代金に上記表に定める支払回数に応じた100円当たりの手数料額の割合(回数×0.82%)を乗じて算出します。[実質年率14.8%～18.0%](ご利用代金+手数料)÷支払回数
 数 *2回目以降は100円単位となり、1回目に端数が上乗せになります。

(新)お支払総額の算定例

現金価格100,000円、10回払いの場合

- (1) 分割払手数料 $100,000 \text{ 円} \times 8.20 \text{ 円} \div 100 \text{ 円} = 8,200 \text{ 円}$
 (2) 支払総額 $100,000 \text{ 円} + 8,200 \text{ 円} = 108,200 \text{ 円}$
 (3) 月々の分割支払金 $108,200 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 10,820 \text{ 円}$ 第1回目分割支払金 11,000 円
 第2回目以降分割支払金 10,800 円

(旧) お支払総額の算定例

現金価格 100,000 円、10 回払いの場合

- (1) 分割払手数料 $100,000 \text{ 円} \times 6.80 \text{ 円} \div 100 \text{ 円} = 6,800 \text{ 円}$
 (2) 支払総額 $100,000 \text{ 円} + 6,800 \text{ 円} = 106,800 \text{ 円}$
 (3) 月々の分割支払金 $106,800 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 10,680 \text{ 円}$ 第1回目分割支払金 11,400 円 第
 2回目以降分割支払金 10,600 円

リボルビング払いについて、会員登録日（契約確定日）が令和5年10月1日以降の場合は、新料率が適用されます。会員登録日（契約確定日）が令和5年9月30日までの場合は、令和5年10月1日から令和6年7月1日までの間に順次新料率が適用されます。適用年月日についてはオリコが決定した日とします。尚、新料率の適用年月日までにご利用いただいたリボルビング払いの手数料は弁済が完了するまで旧料率が適用されます。

リボルビング払い

(新) 手数料の料率 18.0%(実質年率)

(旧) 手数料の料率 15.0%(実質年率)

返済方式 定額リボルビング方式(残高スライド)

利用代金残高(月末残高)	毎月の弁済金
100,000 円以下	3,000 円
100,001 円 ～200,000 円	6,000 円
200,001 円 ～300,000 円	9,000 円
300,001 円 ～500,000 円	15,000 円
500,001 円 ～1,000,000 円	20,000 円
1,000,001 円 ～2,000,000 円	50,000 円
2,000,001 円 ～3,000,000 円	70,000 円

手数料の計算の方法

期限の利益を喪失するまでの期間は、ご利用代金残高に対して実質年率 18.0% {1 年を 365 日（うるう年は 366 日）とする日割計算} を乗じて算出します。

(新) お支払計算例

実質年率 18.0%でショッピング利用代金残高が 150,000 円の場合

(1) 毎月の弁済金 6,000 円

(2) 内訳 手数料充当分 $150,000 \text{ 円} \times \text{実質年率 } 18.0\% \div 365 \text{ 日} \times 31 \text{ 日} = 2,293 \text{ 円}$ 元金充当分 $6,000 \text{ 円} - 2,293 \text{ 円} = 3,707 \text{ 円}$

(旧)お支払計算例

実質年率 15.0%でショッピング利用代金残高が 150,000 円の場合

(1) 毎月の弁済金 6,000 円

(2) 内訳 手数料充当分 $150,000 \text{ 円} \times \text{実質年率 } 15.0\% \div 365 \text{ 日} \times 31 \text{ 日} = 1,910 \text{ 円}$ 元金充当分 $6,000 \text{ 円} - 1,910 \text{ 円} = 4,090 \text{ 円}$

※ボーナス併用払いの場合は、上記算定例における実質年率と異なることがあります。

※リボルビング払いの場合は、一部カードで手数料の料率が異なることがあります。

カードキャッシング

1 回払い

返済回数・返済期間(回・カ月)	1
貸付の利率(%)	18.0%(実質年率)
返済金額	ご利用元金+利息
返済方式	一括返済方式

利息の計算の方法

ご利用元金に対し、実質年率 {1 年を 365 日(うるう年は 366 日)とする日割計算} を乗じて算出します。

ご返済総額の算定例

月末に 100,000 円を利用した場合 (1)返済総額 101,331 円 (2)内訳 元金 100,000 円 利息 1,331 円

リボルビング払い

貸付の利率(%)	18.0%(実質年率)
返済方式	元利定額リボルビング方式/ 元利定額リボルビング方式(残高スライド)

元利定額リボルビング方式の場合

利用可能枠	毎月の返済金額
30,000 円 ~200,000 円	10,000 円

300,000 円	20,000 円
400,000 円 ～500,000 円	30,000 円
800,000 円	40,000 円
1,000,000 円	50,000 円

元利定額リボルビング方式(残高スライド)の場合

利用可能枠 50 万円以下	
利用残高(月末残高)	毎月の返済金額
200,000 円以下	10,000 円
200,001 円 ～500,000 円	15,000 円

利用可能枠 60 万円以上	
利用残高(月末残高)	毎月の返済金額
100,000 円以下	10,000 円
100,001 円 ～300,000 円	20,000 円
300,001 円 ～1,000,000 円	30,000 円

利息の計算の方法

ご利用残高に対し、実質年率 {1 年を 365 日(うるう年は 366 日)とする日割計算} を乗じて算出します。

ご返済計算例

実質年率 18.0%で 1 月 15 日に 100,000 円をお借入れの場合(うるう年でない)

(1)返済総額 109,791 円

(2)内訳 元金 100,000 円 利息 9,791 円

(3)毎月の返済金額 第 1～10 回目 10,000 円 第 11 回目 9,791 円

返済回数(回)

上記ご返済計算例の場合、11 回

返済期間(カ月)

上記ご返済計算例の場合、11 カ月

※会員がリボルビング払い方式のご返済を選択した場合、支払(返済)期間・支払(返済)回数は、ご返済や追加のご利用に応じて変動する場合があります。

※利用可能枠を超えてのご利用残高がある場合は、ご利用残高に応じた毎月の返済金額と

なる場合があります。

※カードキャッシング(リボルビング払い)は、カード台紙に記載されている返済方式が適用されます。

<ゴールドカード特約>

	THE PLATINUM / The Gold / JCB Gold / Orico Card THE GOLD PRIME	i Gold / Premium Gold iD / LX GOLD
(新)ショッピング手数料率 (リボルビング払い)	13.20%	14.52%
(旧)カードショッピングの手数料率(リ ボルビング払い)	10.20%	11.52%
キャッシング貸付の利率	15.0%	18.0%

<貸付の利率の特約>

会員が本規約に基づくカードキャッシングの借入債務又は本規約に基づくカードキャッシング以外にオリコに対して金銭消費貸借上の借入債務を負担している場合、新たに利用されるカードキャッシングの貸付の利率は、当該借入債務の残元金の額と本規約に基づき新たに利用されるカードキャッシングの利用元金の額の合計額に応じて、次の通りとなります。

合計額	100 万円未満	100 万円以上
貸付の利率	18.0%(実質年率)とカードに応じた上表 の貸付の利率の何れか低い利率	15.0%(実質年率)とカードに応じた上表 の貸付の利率の何れか低い利率

<遅延損害金の計算方法>

カードショッピング

対象となる取引	計算方法
(1) ボーナス一括払い (2) 2 回払い以上	遅延額に対して年率 14. 6%を乗じた額と分割支払金の残金に対して法定利率を乗じた額の何れか低い額
(3) 1 回払い (4) リボルビング払い (5) 割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に基づき適用除外とされる取引	遅延額に対して年率 14. 6%を乗じた額

カードキャッシング

計算方法

遅延元金に対して年率 18.0%を乗じた額

＜その他＞

- (1)利息・手数料については、金融情勢等の変動により改定させて頂くことがあります。
- (2)一部の加盟店及び提携カードでは条件が異なる場合があります。

ETC カード特約(令和 5 年 1 月 31 日)

本特約は、カード会員規約に付帯して適用されます。

第 1 条 (ETC 会員)

ETC 会員とは、会員のうち本特約及び ETC システム利用規程を承認の上オリコに ETC カードを申込み、オリコが認めた会員をいいます。

第 2 条 (ETC カード)

- (1)ETC カードは、オリコが特に認める場合を除き、ETC システムを利用し通行料金を決済する機能のみを有します。
- (2)ETC カードは、会員が申込時に指定したオリコが会員に発行している所定のクレジットカード（以下「カード」という）に付帯するクレジットカードとなり、ETC カードの利用代金はカードのカードショッピングの利用代金として取扱われます。
- (3)オリコは、カードとは別に ETC カードを ETC 会員 1 名につき 1 枚貸与します。
- (4)ETC カードの支払方法は翌月 1 回払いのみとします。但し、カードが「リボルビング専用カード」の場合は、その支払方法により、支払うものとします。
- (5)本特約及び ETC システム利用規程に定めのない、ETC カードの貸与・有効期間・利用可能枠・利用停止等その他の事項については、カードの会員規約を適用し、この場合会員規約中の「カード」を「ETC カード」に読み替えるものとします。
- (6)本特約中、特に定義のない語句についてはカードの会員規約及び ETC システム利用規程と同義とします。

第 3 条 (ETC カード年会費)

ETC カード年会費は無料とします。

第 4 条 (ETC カード発行手数料)

ETC 会員は、オリコに対し、ETC カードの発行（新規発行、更新又は紛失・盗難・毀損・滅失等による再発行を含む）の対価として、オリコ所定の手数料を支払うものとします。

第 5 条 (紛失・盗難等)

ETC カードを紛失し、盗難等にあったときはカードに準じて取扱われます。但し、ETC カードを車載器に挿入したままにする等、車内に放置していた場合に生じた損害は ETC 会員の負担とします。

第 6 条(免責)

オリコは、ETC カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第 7 条 (会員情報の提供)

ETC 会員は、道路事業者及び省令に基づき道路事業者が ETC システムに関する情報の安全確保の確実かつ効率的な実施を目的として設立された機関とオリコの間で、記録処理装置に登録された ETC 会員に関する通行記録及び本特約に関する ETC 会員の客観的な取引事実に基づく信用情報が、ETC システム運用を行う上で必要な範囲内で相互に交換されることに同意します。

第 8 条 (特約の変更)

本特約を変更する場合は、予め ETC 会員に変更事項を通知（予め ETC 会員の承諾を得た場合、電磁的方法によるものを含む）します。尚、通知到達後会員が再度 ETC カードを利用したときは、ETC 会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

【お問合せ窓口】

株式会社オリエントコーポレーション (<https://www.orico.co.jp>)

お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1

電話番号：03-5275-0211

※当社は電話リレーサービスに対応しています。

株式会社オリエントコーポレーション

〒102-8503 東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1

登録番号 関東財務局長（14）第 00139 号

 日本貸金業協会会員 第 000006 号

【返済等でお困りのときは】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051

(受付時間/9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

契約内容をご確認のうえ、計画的なご利用をお願いします。

【e オリコ利用規約】

第1章 一般条項

第1条（e オリコおよび付随するサービスについて）

e オリコおよび付随するサービス(以下「本サービス」という)とは、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」という)が当社所定のW e bサイトおよびスマートフォンアプリにおいて提供する各種サービスをいいます。

第2条(本サービス利用者)

1. 本サービスの利用者(以下「利用者」という)とは、本規約を承認の上、当社所定の手続により本サービス利用の登録を申請し当社が認めた方をいいます。
2. 本サービスのご利用資格は、当社のクレジットカード、ローンカード、ショッピングクレジット、オートローン等のクレジット商品をご利用いただいている方とします。なお、一部、利用いただけないクレジット商品がございます。
3. 利用者は、本規約およびその他特定のサービスを受ける場合の掲載事項等を遵守するものとします。

第3条(本サービスの内容)

1. 当社が提供する本サービスの内容は次のとおりとします。
 - (1)カード番号、有効期限等のカード情報を表示するサービス。但し、表示されるカード券面のデザインはクレジットカード原板のデザインと異なる場合があります。
 - (2)当社が利用者に付与する各種ポイントの照会、利用及び交換等に関するサービス。
 - (3)利用者が当社所定の方法により、当社の認めたコンテンツサイトにアクセスして、利用者自ら、情報の収集、加工、編集、一覧表示、取得、蓄積又は更新等を行うことができるサービス。
 - (4)その他当社が別途定めるサービス。
2. 当社は、利用者に通知することなく、本サービスの内容を追加し又は本サービスの全部もしくは一部を変更することができるものとします。
3. 本サービスの利用に関する規定及び手続等は本規約に定めるほか、当社W e bサイト上に別途掲載するものとし、利用者は当該規定及び手続等を遵守のうえ本サービスを利用するものとします。

第4条(I D・パスワード管理)

1. 当社は、当社所定の方法により、利用者に対してログイン I D 番号及びパスワード(以下「I D 等」という)を付与します。
2. 当社は利用者に通知することにより I D 等を変更することができるものとします。
3. 利用者は、I D 等を使用することにより、本サービスを利用できるものとします。
4. 利用者は、I D 等を善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとします。
5. 利用者は、自ら行ったか否かを問わず、自己の I D 等によってなされた本サービスにかかわる一切の行為及びその結果について責任を負うものとします。
6. 利用者は、自己の I D 等を第三者が知った場合もしくは知るおそれがある場合、又は自己の I D 等が第三者に使用されていることが判明した場合もしくはそのおそれがある場合には、直ちにその旨を当社に届出るとともに、当社の指示に従うものとします。

第 5 条(禁止事項)

利用者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1)本サービスを不正に利用する、又は本サービスの運営を妨害する行為。
- (2)利用者として有する権利を第三者に譲渡、担保提供、売買、質入等したり、I D 等を第三者に使用させる行為。
- (3)本サービスの掲載情報を改ざんしたり、有害なコンピュータプログラム等を送信又は提供する行為。
- (4)他人になりすまして本サービスを利用し、又は情報を送信もしくは提供する行為。
- (5)他人の財産、権利、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為。
- (6)当社の信用を毀損する、又は毀損するおそれのある行為。
- (7)公序良俗もしくは法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (8)その他当社が不適當又は不適切と判断する行為。

第 6 条(利用資格の喪失)

利用者が次のいずれかに該当したときは、当社は、利用者に何ら通知又は催告することなく、本サービスの利用を停止し、また本サービスの利用資格を喪失させることができるものとします。

- (1)本規約に違反したとき。
- (2)本サービスの利用申込時に虚偽の申告をしたとき。
- (3)当社に登録されている利用者の情報につき疑義が生じたとき。
- (4)当社の定める一定期間、本サービスを利用しなかったとき。
- (5)本サービスの利用状態が不適當と当社が判断したとき。
- (6)当社に対する支払債務の履行を遅滞したとき。
- (7)本規約以外の当社との契約に違反したとき。
- (8)その他当社が不適當と判断したとき。

第7条(本サービスの停止)

1. 次のいずれかに該当したときは、当社は、当社が適当と認める方法により利用者に告知又は通知することにより、本サービスの全部又は一部を一定期間停止することができるものとします。

(1)本サービスに関するシステム(以下「本システム」という)につき定期的なメンテナンスを行うとき。

(2)本システムの改修又はバージョンアップ等を行うとき。

(3)その他当社が必要と認めたとき。

2. 次のいずれかに該当したときは、当社は、利用者に告知又は通知することなく、本サービスの全部又は一部を一定期間停止することができるものとします。

(1)本システムのメンテナンス又は改修等を緊急に行う必要があるとき。

(2)本システムにつき緊急にセキュリティ上の対応を行う必要が生じたとき。

(3)本システムにつき火災、停電等が発生したとき。

(4)地震、噴火、洪水又は津波等の天災が発生したとき。

(5)本サービスへのアクセスがシステムの容量を超えるなど、本サービスの提供が困難となったとき。

(6)その他本サービスの提供を緊急に停止する必要があると当社が認めたとき。

3. 当社は、前2項に基づき本サービスを停止したことにより、利用者に生じた損害について責任を負わないものとします。

第8条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、利用者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団

(2)暴力団員

(3)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(4)暴力団準構成員

(5)暴力団関係企業

(6)総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等

(7)テロリスト等

(8)日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者

(9)その他前各号に準ずる者

2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者が、第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、直ちに本サービスの利用資格を喪失させることができ、かつ、当社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

第9条(届出事項の変更)

1. 利用者は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスその他本サービスの利用に関して当社に届出した事項につき変更があった場合は、直ちに当社所定の方法により届出るものとします。

2. 利用者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知等が延着又は不到達となっても、通常到達すべき時に到達したものとみなされることに異議ないものとし、当社は、利用者が通知を怠ったことにより利用者に生じた損害について責任を負わないものとします。

第10条(知的財産権等)

本サービスに関する著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべて当社又はその権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し又は侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第11条(免責)

1. 当社は、本サービスにより提供される情報等の完全性、正確性、有用性及び目的性等について、利用者に対していかなる保証も行わないものとします。

2. 当社は、本サービスにおいて当社が採用する暗号技術の完全性及び安全性等について、利用者に対していかなる保証も行わないものとします。

3. 当社は、当社の故意又は重大な過失により利用者に生じた通常かつ直接の損害を除き、利用者に生じた損害について責任を負わないものとします。

第12条(本サービスの終了)

当社は、利用者に告知又は通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。

第13条(利用者からの申し出による終了)

1. 利用者は、本サービスの利用の終了を希望するときは、当社所定の方法により届出るものとし、当該届出をもって本サービスの利用は終了となります。
2. 前項により本サービスの利用が終了したときは、本サービスに関して付与されたポイントその他の経済的利益及び権利等は消滅するものとします。

第 14 条(規約の変更)

当社は、民法第 548 条の 4 の定めに従い、あらかじめ効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期をインターネットその他の適切な方法で利用者に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

第 15 条(準拠法)

本規約に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第 16 条(合意管轄)

本サービスに関して、当社と利用者との間で訴訟の必要が生じときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 2 章 個人情報の取扱いに関する条項

第 17 条(個人情報の収集、利用、保有)

利用者は、本サービス利用に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を第 3 条記載の本サービスの提供及び利用資格の確認並びに利用動向の把握のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

- (1) 属性情報(本サービス利用の登録申請時に入力した氏名、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、メールアドレス等)
- (2) 本サービスの利用状況

第 18 条(個人情報の利用)

1. 利用者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業における下記(1)から(4)の目的のために、第 17 条(1)(2)の個人情報を利用することに同意します。
 - (1) 市場調査、商品開発
 - (2) 利用者向けの企画、宣伝物、印刷物の送付、電話や電子メール等による営業案内
 - (3) 本サービス利用者を識別し配信情報をカスタマイズするため
 - (4) 契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行
2. 利用者は、当社が本規約に基づく当社の業務の全部又は一部を国内又は外国にある第三

者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第 19 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 利用者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。
2. 当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。

第 20 条(本条項に不同意の場合)

当社は、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な事項(本サービス利用の登録申請時に利用者が入力すべき事項)の入力等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本サービスの提供をお断りすることがあります。

第 21 条(利用中止の申出)

利用者は、第 18 条第 1 項(1)(2)(3)の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。

第 22 条(Cookie の使用について)

当社は、本サービスにおける利用者の利便性向上を図るために Cookie を使用しているため、利用者は、本サービスを利用する際に、Cookie の設定を有効にするものとします。Cookie の使用については、当社の定めるサイトポリシー(<https://www.orico.co.jp/terms/site/>)に準じるものとします。

第 23 条(Cookie の利用目的)

1. 当社は、本サービスの提供を通じて収集した Cookie 情報を利用者情報と関連付けて使用することがあります。
2. 利用者は、当社が、利用者情報と関連付けた Cookie 情報を利用者の興味・嗜好に合わせた情報や広告の配信及び本サービスの利用資格の確認並びに利用動向の把握を目的として使用することに同意します。

3. 利用者は、当社が前項に基づく当社の業務の全部又は一部を国内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、利用者情報と関連付けた Cookie 情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第 24 条(本サービスの利用終了または利用資格の喪失の場合)

利用者は、本サービスの利用終了または利用資格を喪失した場合であっても、その理由の如何を問わず、第 17 条に基づき、本サービス利用の登録申請した事実に関する個人情報当社において一定期間利用されることに同意します。

第 25 条(お問合せ窓口)

1. 本条項に関するお問い合わせ及び第 19 条の個人情報の開示、訂正、削除の請求並びに第 21 条の利用中止のお申し出は、下記お問合せ窓口までお願いいたします。また、個人情報の開示手続等については当社ホームページをご参照ください。

相談窓口／お客様相談室(本社)

電話番号／03-5275-0211

※当社は電話リレーサービスに対応しています。

受付時間／9：30～17：30(土・日・祝日定休)

2. 当社は個人情報の保護に関する責任者として個人情報統括責任者(個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員)を設置しております。

【本人認証サービス利用規約】

第 1 条 (定義)

1. 「当社」とは、株式会社オリエントコーポレーションのことをいいます。

2. 「本人認証サービス」とは、以下の各サービスの総称です。

・Mastercard が提供する「Mastercard ID Check」

・Visa が提供する「Visa Secure」

・JCB が提供する「J/Secure」

3. 「本人認証サービス利用者」とは、本人認証サービスへの利用登録を完了した e オリコ会員の方をいいます。

4. 「パスワード」とは、当社が本人認証サービス利用者に対して SMS (ショートメッセージサービス) またはメールにより通知する、一度のみかつ一定時間のみご利用可能なワンタイムパスワードをいいます。

5. 「本人認証サービス対応加盟店」とは、本人認証サービス利用者がオンラインで商品購入またはサービス提供の申込をオリコカードにて決済する際、ご利用状況に応じてパスワードによる本人認証を行う加盟店をいいます。

第2条（当社が収集・保有・利用する情報）

1. 当社は、第三者による不正利用防止を目的として、本人認証サービスご利用時に本人認証サービス加盟店から受領した取引情報やお客さまのインターネットご利用環境に関する情報（以下、あわせて「取引情報等」といいます）を収集・保有・利用し、不正利用分析を行います。
2. 取引情報等には、ご利用日時や加盟店に関する情報、ご利用金額等の他、本人認証サービス対応加盟店でご入力いただいた以下の情報が含まれます。
 - (1) 氏名
 - (2) メールアドレス
 - (3) 電話番号
 - (4) 請求先住所
 - (5) 商品送付先住所 等
3. 本人認証サービスを利用するためには、本人認証サービス対応加盟店のプライバシーポリシー（個人情報保護方針 等）をご確認の上、本人認証サービスを利用するための、本人認証サービス対応加盟店から当社への取引情報等の提供に同意いただく必要があります。

第3条（本人認証サービスの内容）

1. 本人認証サービス利用者は、本人認証サービス対応加盟店でオリコカードによる決済を行う際、当社での不正利用分析の結果、当該決済が本人によるものである確度が高いと判断した場合には、パスワード入力が免除されることがあります。
2. 不正利用分析の結果、パスワードによる本人認証が必要と判断した場合には、所定の画面にてパスワードの入力が求められます。当社は、所定の画面に入力されたパスワードが正しいものであるかを確認し、パスワードが正しい場合、その入力者を本人認証サービス利用者とみなします。
3. 不正利用分析の結果、第三者による不正利用の可能性が高いと判断した場合には、入力したパスワードが正しいものであっても本人認証失敗となる場合があります。
4. 本人認証サービス利用者は、当社が本人認証に係る結果を本人認証サービス対応加盟店に通知することに予め同意するものとします。

第4条（パスワード）

1. パスワードをご利用いただくには、予め携帯電話番号またはメールアドレスをご登録いただく必要があります。
2. 家族カード会員および携帯電話番号のご登録のない本人会員の場合、ワンタイムパスワードの通知方法はメールのみとなります。

第5条（免責事項）

1. 当社は、本人認証サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行わないものとします。また、本人認証サービスにおいて、当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 当社の故意、重過失または消費者契約法違反による場合を除き、当社は、本人認証サービスの利用に起因して生じた本人認証サービス利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。
3. 本人認証サービスを利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議については、本人認証サービス利用者と本人認証サービス対応加盟店との間にて解決するものとします。
4. 当社は、本人認証サービス利用者の通知・承諾なく本人認証サービスの提供を任意に一時停止、中断または解除できるものとします。その結果、本人認証サービス利用者に不利益が生じたとしても、当社は当社の故意、重過失または消費者契約法違反がない限りは一切責任を負わないものとします。

第6条（規約の変更）

当社は、民法第 548 条の 4 の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、Web サイト内での公表その他適切な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

第7条（サービスの一時停止・中断・解除）

1. 当社は以下の場合において、本人認証サービスの提供を任意に一時停止、中断または解除できるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等の故障等により、本人認証サービス運営上の保守を緊急にまたは定期的に行う場合。
 - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合。
 - (3) 停電等の不可抗力により本人認証サービスを提供できない場合。
 - (4) パスワード送信先となる携帯電話番号またはメールアドレスに不備がある場合。
 - (5) その他、当社が必要と判断した場合。
2. 当社は、本人認証サービスの一時停止、中断または解除に起因して生じたいかなる損害についても、当社の故意、重過失または消費者契約法違反がない限り一切責任を負わないものとします。

以上